

参考資料（健康福祉部 医薬食品・衛生課）

農林漁業体験民宿業を行う施設の営業許可に係る施設基準の取扱要領

第1 目的

この要領は、食品衛生法施行条例（平成12年福井県条例第10号。以下「条例」という。）第3条ただし書の規定による食品衛生法施行細則（昭和45年福井県規則第1号。以下「細則」という。）第6条第4号に規定する農林漁業体験民宿業（以下「農林漁業体験民宿業」という。）を行う施設における食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可（以下「営業許可」という。）に係る施設基準の緩和に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要領において、「農家民宿等」とは、農林漁業体験民宿業を行う施設をいう。

第3 緩和の対象

条例第3条ただし書に規定する知事が公衆衛生上支障がないと認める農家民宿等は、「農家民宿等の申請に係る事前確認取扱要領（農林水産部園芸畜産課）」に基づく事前確認を受けた農家民宿等であって、次に掲げる施設をいう。

- (1) 1日当たりの宿泊人数が概ね10人以下である施設
- (2) 営業者およびその同居の家族により調理が行われる施設

第4 施設基準の緩和の内容

施設基準の緩和の内容は次のとおりとする。

- (1) 既存の調理場を使用することができるとともに、洗浄設備は2槽式であることを要しない。
- (2) 専用の手洗い設備の設置を要しない（洗浄設備等に手指を消毒する薬品を入れた容器を備え、適正な手洗いの実施が可能である場合に限り。）。

第5 留意事項

- 1 農家民宿等を営もうとする者が営業許可を受けようとする場合には、営業許可申請書（細則様式第3号）に「農家民宿等事前確認書」の写しを添えて、当該農家民宿等の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。
- 2 保健所長は、営業許可に当たって次に掲げる条件を付す。
 - (1) 年1回、保健所が行う衛生講習を受講すること。
 - (2) 魚介類または食肉を原材料とした生食用食品を提供する場合には、事前に保健所の指導を受けること。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、農家民宿等に係る施設基準に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月13日から施行する。

農家民宿等の申請に係る事前確認取扱要領

農林水産部 地域農業課

第1 目的

民宿の開業については旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可等が必要であるが、農家民宿等については一般の民宿と異なり、別表1の規制緩和を受けることができる。

このため、この要領は、農家民宿等を営もうとする者が、旅館業法等による規制緩和を適用した許可を申請する場合に、その事前確認について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要領において、農家民宿等とは、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を行う施設をいう。

第3 事前確認願の提出

農家民宿等を営もうとする者は、旅館業法に係る許可等の申請前に、農林総合事務所長（嶺南振興局長）を経由し、知事に事前確認願（別紙1）を提出する。

第4 事前確認書の交付

- 1 事前確認願の提出を受けた農林総合事務所長（嶺南振興局長）は、市町村と協議の上、その内容を確認し、地域農業課長へ進達する。
- 2 地域農業課長は、その内容を確認し、農林総合事務所長（嶺南振興局長）を経由し、事前確認書（別紙2）を交付する。
- 3 事前に確認する内容は別表2のとおりとする。

第5 事前確認の取消し

- 1 事前確認を受けた農家民宿等が、当該確認に係る要件を満たさなくなった場合には、地域農業課長は事前確認を取り消すことができる。
- 2 事前確認を取り消した場合は、当該農家民宿等の所在地を管轄する保健所長にその旨を通知する。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、農家民宿等の事前確認に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年11月25日から施行する。

- 一部改正 平成25年5月 7日
- 一部改正 平成26年4月 1日
- 一部改正 平成27年5月 日

別表 1

農家民宿等に関する主な規制緩和

法律等	通常の民宿	農家民宿等
消 防 法	消防用設備等の設置を義務付け	消防長の判断により、誘導灯、誘導標識、火災報知設備を設置しないことが可能 (全国的な規制緩和)
旅 館 業 法	旅館を開業する場合は、客室延床面積が33㎡以上(簡易宿所)	客室延床面積が33㎡以下でも旅館(簡易宿所)の開業が可能 (全国的な規制緩和)
食品衛生法	旅館で食事を提供する場合は、食品衛生法施行条例第3条に定める施設基準を満たし、食品衛生法の許可を得ることが必要	1日当たりの宿泊人数が10名以下で、かつ、開業前に衛生講習を受講した場合は、以下の施設基準を適用しないことが可能 ①専用の調理場の設置 ②二層式の洗浄設備の設置 ③専用の手洗い設備の設置 (福井県のみ規制緩和)

別表 2

農家民宿等の事前確認の内容

<p>1 使用する家屋の所在地、世帯主の氏名、客室の面積等</p> <p>2 使用する農用地の所在地、種別、面積、所有者等</p> <p>3 飲食物の提供の形態、内容等</p> <p>4 提供する役務の種類、内容等</p> <p>5 その他必要な事項</p>

農 家 民 宿 等 事 前 確 認 願

農家民宿等を開設するに当たり、保健所長等へ提出するため、当該施設が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に定める農村滞在型余暇活動または山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供することについて、事前確認願います。

<農家民宿等の概要>

項 目		内 容 等
使用する家屋	所在地	
	世帯主の氏名	
	客室の面積等	※空き部屋 1、2室、33㎡未満である必要
使用する農用地	所在地	
	種別、面積等	
	所有者	
飲食物の提供	形態（該当するものに○をつけて下さい。）	1 飲食物を提供する。 （1日の宿泊人数：概ね 人以下） 2 宿泊のみで飲食物を提供しない。 3 宿泊客自らが調理・飲食する。 4 宿泊客が農家と一緒に調理し、飲食する。 5 その他（ ）
	内 容	
提供する役務	種 類	※農林漁業に関する体験ができる必要
	内 容	
そ の 他		

福 井 県 知 事 様

平成 年 月 日

住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 営業予定施設所在地 _____
 電話番号 _____

<チェック欄>

農家民宿等に関する内容の確認 平成 年 月 日 農林総合事務所（嶺南振興局）	課 担 当 者
----------------------------------------------	---------

農 家 民 宿 等 事 前 確 認 願

農家民宿等を開設するに当たり、福井保健所長等へ提出するため、当該施設が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に定める農村滞在型余暇活動または山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供することについて、事前確認願います。

<農家民宿等の概要>

項 目		内 容 等
使用する家屋	所在地	福井市〇〇1丁目〇-〇
	世帯主の氏名	福井 太郎
	客室の面積等	和室2部屋(8畳、12畳)
使用する農用地	所在地	福井市〇〇1丁目〇-〇(家屋の北隣)
	種別、面積等	田:5反 畑:3反
	所有者	田:福井 太郎 畑:越前 一郎氏から賃借
飲食物の提供	形態(該当するものに○をつけて下さい。)	① 飲食物を提供する。 (1日の宿泊人数:概ね10人以下) 2 宿泊のみで飲食物を提供しない。 3 宿泊客自らが調理・飲食する。 4 宿泊客が農家と一緒に調理し、飲食する。 5 その他()
	内 容	家庭料理、伝統料理(名物のへしこを使った料理、自家製の漬物など)
提供する役務	種 類	農作業体験、農産物加工体験等
	内 容	田植え、稲刈り、サトイモ栽培、へしこ漬け体験等
そ の 他		

福 井 県 知 事 様

平成 年 月 日

住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 営業予定施設所在地 _____
 電話番号 _____

<チェック欄>

農家民宿等に関する内容の確認 平成 年 月 日 農林総合事務所(嶺南振興局) _____ 課 担当者

地 農 第 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名

様

福 井 県 知 事

農 家 民 宿 等 事 前 確 認 書

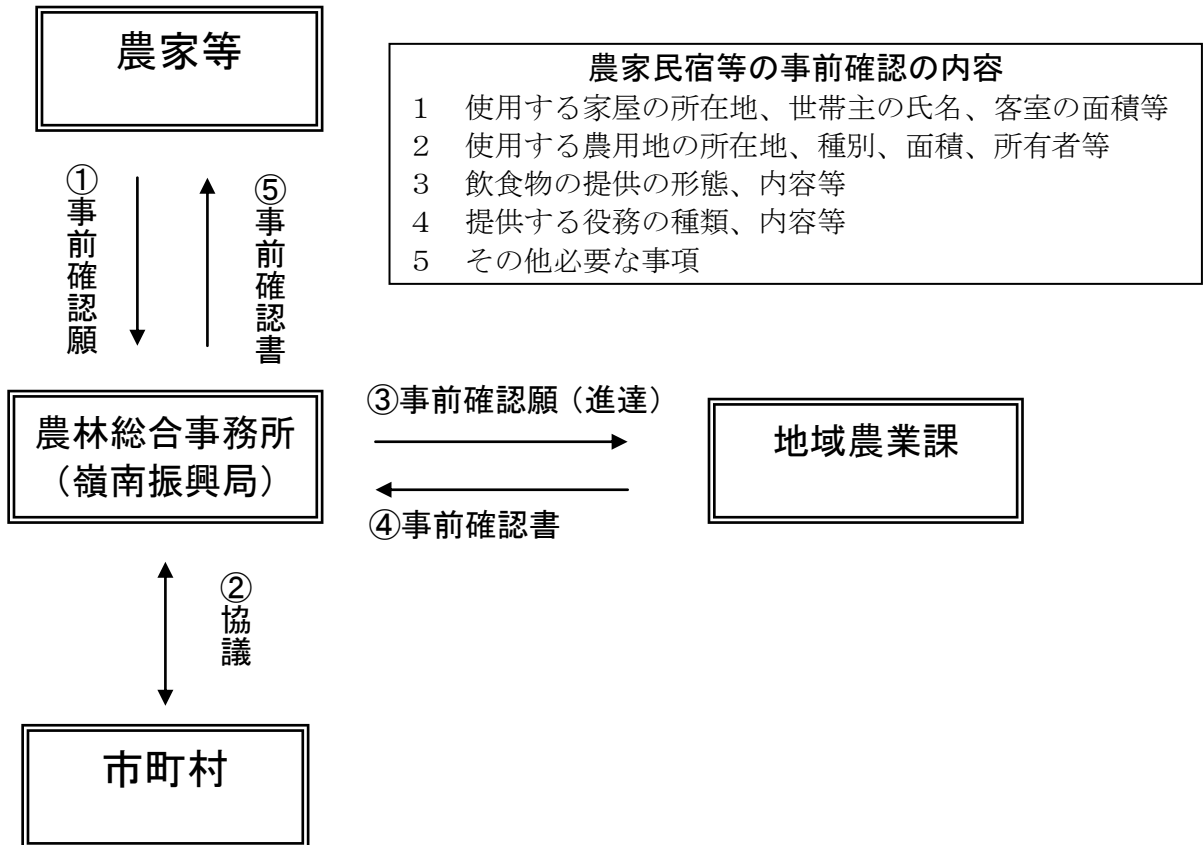
平成 年 月 日付けで事前確認願のあった農家民宿については、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に定める農村滞在型余暇活動または山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供することについて、食品衛生法施行細則（昭和45年福井県規則第1号）第6条第4号の農林漁業体験民宿業の前提に該当することを確認する。

なお、農村滞在型余暇活動または山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供しなくなったときは、旅館業廃止届出書を提出すること。

また、食品衛生法施行細則第6条第4号の規定に基づいて食品衛生法の許可を受けた場合は、併せて、営業廃止届書を提出すること。

- 1 営業予定施設の名称
- 2 営業予定施設の所在地

農家民宿等の申請に係る事前確認フロー図



消防法令適合通知書交付申請書

様式第1号

消防組合消防本部 消 防 長 様	年 月 日 申請者 住 所 氏 名		
印			
下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。 記			
1 名 称 (旅館又はホテルの名称)			
2 所 在 地 (旅館又はホテルの所在地)			
3 申 請 理 由 区 分			
ア 旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第3条の規定による営業の許可			
イ 旅館業法施行規則 (昭和23年厚生省令第28号) 第4条の規定による施設又は設備の変更届出			
ウ 国際観光ホテル整備法 (昭和24年法律第279号) 第3条又は第18条第1項の規定による登録			
エ 国際観光ホテル整備法 (昭和24年法律第279号) 第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出			
オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第3条の規定による営業許可			
カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出			
整 理 番 号		交 付 番 号	
受 理 年 月 日		交 付 年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

(消防法第17条および消防法施行令第32条関係)

※様式は、消防本部ごとに定めている場合があるので、所管する消防本部へお問い合わせください。

消防用設備等の特例適用申請書 (例)

年 月 日				
消防組合消防本部 消防長		様		
申請書				
住所				
電話 () -				
氏名 ㊟				
防火対象物	所在地	電話 () -		
	名称		主要用途	(項)
申請場所	用途		床面積	m ²
	構造		階層	
申請する消防用設備等の種類				
申請事項				
申請の理由				
設置しようとする消防用設備等の状況又は代替措置				
※ 受付 欄		※ 経過 欄		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 設置しようとする消防用設備等の状況に関する資料を添付すること。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。

福 井 県 証 紙

旅 館 業 許 可 申 請 書

年 月 日

福 井 県 知 事 殿

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、その名称および代表者の氏名)

旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり旅館業の許可を申請します。

- 1 申請者の住所、氏名および生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地および代表者の氏名）

住 所（所在地）

氏 名（名称および代表者氏名）

生年月日 明・大・昭 年 月 日

- 2 営業施設の名称および所在地

名 称

所在地

- 3 営業の種別

ホテル ・ 旅館 ・ 簡易宿所 ・ 下宿

- 4 営業施設の旅館業法施行規則第5条第1項該当の有無および期間

有 ・ 無

- 5 営業施設の構造設備の概要

別紙構造設備説明書のとおり

6 法第3条第2項各号該当の有無およびその内容

有 ・ 無

7 営業施設の範囲おおむね100m以内における存在する法第3条第3項および旅館業法施行条例第4条1項に規定する施設（学校、児童福祉施設、社会教育施設等）の有無およびその敷地までの距離

8 新築、改築または増築の別

新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 既存

9 営業開始予定年月日

平成 年 月 日

10 風俗営業等の兼業予定の有無およびその内容

有 ・ 無

- 添付書類
- 1 法にあっては、定款または寄付行為の写し
 - 2 営業施設の構造設備説明書
 - 3 営業施設の構造設備を明らかにする平面図、立面図および配置図
 - 4 営業施設の所在地を中心とする半径200m以内の見取図

備考 申請者（申請者が法人である時は、その代表者）が自署する場合には、押印が不要である。

営業施設の構造設備説明書

建築物の概要	敷地面積							m ²	広告物の設置						
	建築面積							m ²	外壁の色調						
	延べ面積							m ²	消防法令への対応						
	営業用面積							m ²	建築確認年月日						
	構造							完成年月日							
	外観の特徴							施工業者名							
客室の構造設備	階別	室名 または 室番号	和洋 の別	床面積 m ²					床面積の 算定で除 外した部 分の面積	換気 部分 面積	採光 部分 面積	照明設備 および 照 度	天井 の 高さ	客室間 の境界	寝 具
				主 室	浴室	便所	その他	計							
合 計		室 延べ床面積					m ²								

客室以外の構造設備	玄関帳場またはフロント	
	ロビー	
	換気設備	
	採光設備	
	照明設備および主要箇所の照度	
	防湿設備	
	排水設備	
	入浴設備	
	洗面設備	
	暖房設備	
	便所	
	階層式寝台	
	その他	
ホールその他の設備の内部を見とおすことをさえぎることができる設備		

年 月 日

福井県 保健所長 殿

郵便番号

住所

電話番号

フリガナ
氏名

㊟

年 月 日 生

(法人にあっては、法人の名称、主たる
事務所の所在地および代表者の氏名

営業許可申請書（新・継続）

食品衛生法第 52 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

営業所の所在地	電話番号		
営業所の名称等			
営業設備の概要	施設の配置図 (主要機械、器具、給水設備および便所を必ず記載すること) 使用水の種類 (自家水の場合は、水質検査成績書添付) 別紙のとおり		
食品衛生責任者の 氏名・資格・番号			
申請の目的 (新設・改築等)			
許可番号およびその年月日		営業の種類	備考
1			
2			
3			
4			
5			
申請者の 欠格事項	(1)食品衛生法またはこの法律に基づく 処分に違反して刑に処せられ、その 執行を終わり、または執行を受ける ことがなくなった日から起算して 2 年を経過しないこと。		
	(2)食品衛生法第 55 条第 1 項または第 56 条の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して 2 年を経過しないこと。		

- 備考
- 1 許可番号等の欄は、継続許可の場合のみ現に受けている許可の番号およびその年月日を記載すること。
 - 2 申請者の欠格条項の欄には、該当する事実（法人にあってはその業務を行う役員に係る事実を含む。）がないときは「なし」と記載、あるときはその内容を記載すること。
 - 3 新規申請の際、法人にあっては、法人の登記簿の抄本を添付すること。
 - 4 新規申請の際、特殊な製品を製造する場合は、原料品分量表および製造方法の概要を添付すること。
 - 5 新規申請の際、食品衛生責任者が有資格者の場合は、その免許証等を提示すること。
 - 6 新規申請の際、短期間の営業の場合は、申請の目的欄に営業期間を記入すること。
 - 7 新規申請の際、現に受けている営業許可書を添付すること。

Q 1 農家民宿とはどのような民宿ですか？

- 1 農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する施設を設けて人を宿泊させ、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業を行うものをいいます。

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 第2条第5項」

この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

- 2 上記条文の中で示されている「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」は、以下のように定義されています。
 - (1) 農作業の体験の指導、地域の農業または農村の生活および文化に関する知識の付与、農業資源の案内、農作業体験施設等を利用させる役務
 - (2) 林産物の生産若しくは採取の体験指導、地域の林業または山村の生活および文化に関する知識の付与、森林の案内
 - (3) 漁ろうまたは水産動物の養殖体験の指導、地域の漁業または漁村の生活および文化に関する知識の付与、漁場の案内

「漁ろう」とは、魚貝や海藻などの水産物をとること。また、その作業です。

Q 2 農家民宿を開業したい場合、最初、どこに相談するの？

- 1 まずは、農林総合事務所または嶺南振興局と相談してください。

農家民宿に必要な客室、浴室、トイレ、洗面所など施設や食事を提供するかどうかなど、大まかな規模や内容を決めておきましょう。また、自宅を利用するか、改築、新築するか、年間どの程度営業する（宿泊させる）かなど、家族の労働力も考えて、どのように経営していくかについても考えておく必要があります。
- 2 農家民宿の規模、内容が決まったら、「農家民宿等の申請に係る事前確認取扱要領」に従って、「事前確認願」を農林総合事務所（嶺南振興局）に提出してください。「事前確認書」の交付を受けた後、開業に関する法規制の手続きにとりかかる必要があります。

詳しくは、「農家民宿等の申請に係る事前確認取扱要領」を参考にしてください。

Q3 農家民宿の開業に関する法規制は？

1 民宿の開業に当たっては、以下の法律が関係しますので、各々の窓口にご相談ください。

- (1) 旅館業法（開業に当たっての総合的な許可） 窓口：県健康福祉センター
- (2) 建築基準法（耐火構造等の確認） 窓口：県土木事務所
- (3) 消防法（防火対策の判定） 窓口：消防本部（消防署）
- (4) 食品衛生法（食事を提供する場合は飲食店営業許可）
窓口：県健康福祉センター

Q4 農家民宿を開業する場合に全国的に緩和される法規制は？

1 農家民宿に関して全国的に緩和された法規制は、以下のとおりです。

(1) 旅行業法

農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の規制緩和（平成15年3月20日付け国土交通省総合政策局旅行振興課長通知）

農家民宿が、自ら提供する農林業体験サービスを含む「運送・宿泊サービス」を販売する場合には、国土交通大臣の許可を必要としません。

(2) 旅館業法

農家民宿開業に当たっての旅館業法上の客室延床下限面積要件の撤廃（平成15年3月25日付け厚生労働省健康局長通知）

農家民宿については、簡易宿所の客室延床面積の基準（33m²以上）を適用しません。

(3) 道路運送法

農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送に関する道路運送法上の規制緩和（平成15年3月28日付け国土交通省自動車交通局旅客課長通知）

農家民宿等が宿泊サービスの一環として、その宿泊者を対象に行う送迎は、道路運送法違反としません。

(4) 消防法

消防法における「誘導灯・誘導標識の設置」と「消防機関へ通農振法報する火災報知器の設置」（平成16年12月10日付け消防庁予防課長通知）

避難が容易であるなど条件を満たせば、省略可能になりました。

(5) 建築基準法

農家が囲炉裏や茅葺き屋根のある自らの住宅を民宿として利用する場合も、火災時の延焼を防ぐ内装を義務付け（平成17年1月17日付け通知）

小規模で避難上支障がなければ、新たな内装制限は適用しないことを明確化しました。

Q5 農家民宿の開業に当たり、県独自に緩和されている法規制は？

1 農家民宿の開業に当たり、県独自に緩和されている法規制としては、以下があります。

(1) 食品衛生法施行細則

宿泊客等に食事を提供する場合には、県条例に定める施設基準を満たすことが必要となりますが、一定の条件を満たせば、既存の家庭用台所を用いて、食事の提供が可能になりました。

Q6 農家民宿を開業する場合に緩和される消防法の内容は？

1 誘導灯および誘導標識について

農家民宿の避難階（通常1階）において、

(1) 各客室から直接外部に容易に避難できる、または、建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できることなど、簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

(2) 農家民宿等の外に避難したものが当該農家民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

(3) 農家民宿等において、その従業者が宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

以上の3点、全ての条件に該当する場合には、当該避難階における誘導灯および誘導標識の設置を必要としません。

2 消防機関へ通知する火災報知設備について

(1) 上記1の全ての条件に該当すること。

(2) 客室が10室以下であること。

(3) 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨ならびに防火対象物の所在地、建物名および電話番号の情報その他これに関連する内容とする。）が明示されていること。

以上の3点、全ての条件に当てはまる場合には、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を必要としません。

Q 7 農家民宿を開業する場合に緩和される県独自の食品衛生法の内容は？

- 1 農家民宿において食事を提供しやすくなるよう食品衛生法施行細則を改正し、本県独自の特例措置を設けています。農林漁業体験民宿業を行う施設の営業許可に係る施設基準の取扱要領
- 2 緩和の対象について
「農家民宿等の申請に係る事前確認取扱要領」に基づく事前確認を受けた農家民宿等であって、次に掲げる施設をいいます。
 - (1) 1日当たりの宿泊人数が概ね10人以下である施設
 - (2) 営業者およびその同居の家族により調理が行われる施設。
- 3 改正前の主な設置基準
 - (1) 専用の調理場が必要。
 - (2) 調理室には、二槽式以上の洗浄設備を設けること。
 - (3) 調理場には、作業者専用の手を洗浄するための消毒剤を備えた流水式の手洗い設備を設けること。
- 4 改正後の主な設置基準
 - (1) 既存の調理場を使用することができるとともに、消毒設備は2槽式であることを要しない。
 - (2) 専用の手洗い設備の設置を要しない（洗浄設備等に手指を消毒する薬品を入れた容器を備え、適正な手洗いの実施が可能である場合に限る。）。
 - (3) 調理場には、作業者専用の手を洗浄するための消毒剤を備えた流水式の手洗い設備を設けること。
- 5 留意事項として営業許可を受けるにあたって次の条件があります。
 - (1) 年1回、保健所が行う衛生講習を受講すること。
 - (2) 魚介類または食肉を原材料とした生食食品を提供する場合には、事前に保健所の指導を受けること。

Q 8 農家民宿の開業に当たり必要な消防法の許可とは？

- 1 消防用設備などの設置を定めているのが消防法であり、施設の規模（面積、収容人数）が大きくなればなるほど、安全を期すため、設置しなければならない消防用施設や各種届出書が増えます。
- 2 農家民宿は、一般の民宿と同様に「防火対象物の指定」において、消防法施行令別表第一の（5）のイの「旅館、ホテルまたは宿泊所」に当てはまります。
- 3 詳細については、許可窓口である消防本部（消防署）に相談してください。
なお、農家民宿予定建築物の構造設備の平面図、構造仕様書、敷地の概要図があると、より具体的な相談ができます。
- 4 誘導灯や誘導標識の設置の特例措置を受ける場合は、「消防用施設等の特例適用申請書」を消防本部（消防署）へ提出してください。

Q 9 農家民宿の開業に当たり必要な旅館業の許可とは？

- 1 農家民宿を開業するためには、旅館業法に基づく旅館業の営業許可が必要となります。
- 2 旅館業は、(1) ホテル営業、(2) 旅館営業、(3) 簡易宿所営業、(4) 下宿営業の4つに区分され、農家民宿(客室4室以下)の場合には、簡易宿所営業とみなされます。
- 3 詳細については、許可窓口である県健康福祉センターに相談してください。なお、営業施設(農家民宿予定建築物)の構造設備の概要書、配置図、平面図、半径100m以内の付近見取り図があると、より具体的な相談ができます。

Q 10 農家民宿の開業に当たり必要な建築基準法の確認申請とは？

- 1 農家民宿を開業するに当たり、建築基準法で定めた建築物の防火・避難設備などの最低基準を満たす必要があります。
- 2 増改築や用途変更等をする場合、建築基準法等に適合することについての確認申請(用途変更を含む)の手続きを行う必要があります。
- 3 詳細については、建築士の方や、申請窓口である県土木事務所に相談してください。
なお、農家民宿予定建築物の平面図があると、より具体的な相談ができます。

Q 11 農家民宿の開業までの手順とは？

- 1 まず、農家民宿開業希望者(農林漁業者)は、農林総合事務所(嶺南振興局)と相談してください。次に事前確認願を申請し、事前確認書の交付を受けてください。
- 2 次に、開業希望者は、事前確認願(写)と事前確認書および建物の平面図等を持参し、県健康福祉センターと相談してください。
取組み内容によって、旅館業法や食品衛生法の基準適合に向け、改修工事が必要となります。
- 3 同様に、県土木事務所および消防本部(消防署)と相談します。
取組み内容によって、建築基準法や消防法の基準適合に向け、改修工事が必要となります。
- 4 開業希望者は、県土木事務所に対し、建築基準法に基づく確認申請を提出します。
県土木事務所は、書類・図面の確認を行い、基準を達成している場合には、建築基準法に基づく確認済証を交付します。
- 5 開業希望者は、消防長に対し、消防法に基づく適合確認および「消防用設備等の特例適用(特区の特例措置の適用)」を申請します。
消防長は、書類および現地の確認を行い、特区の特例措置の基準を満たしている場合には、法令を緩和した上で適合を判断し、適合している場合には、「消防用設備等検査済証」を交付します。
- 6 開業希望者は、県健康福祉センターへ「旅館業許可申請書」に「事前確認書」、

「建築基準法に基づく確認済証の写し」、「消防法令適合通知書」、図面等必要書類を添付し提出します。

また、食事を提供する場合には、食品衛生法に基づく営業許可を申請します。

規制緩和により営業許可を受けようとする場合には、営業許可申請書に「事前確認書」の写しを添えて、管轄の県健康福祉センターに提出してください。県健康福祉センターは、書類および現地を確認の上、旅館営業法の基準を満たしている場合には、「宿泊施設営業許可書」を交付します。

また、食品衛生法の基準を満たしている場合には、「飲食店営業許可証」を交付します。

7 農家民宿の開業および、食事の提供が可能となります。

Q12 農家民宿を行うに当たって気をつけることは？

- 1 県では、都市と農山漁村の交流（グリーン・ツーリズム）を積極的に進める中で、農家民宿等を取り入れることにより、滞在型の交流として定着させるとともに、農林漁業者の所得向上（副収入）につながるものと考えています。
- 2 農家民宿の開業に当たっては、労働力の確保や家族の協力、民家等の改修などの課題が想定されるので、地域における複数の農林漁業者との取組みを考えてください。
- 3 また、初期投資を少しでも抑えることや地域の人・施設との連携を図ることなどから、（1）民宿に供する部屋を1～2程度とします、（2）小グループや家族連れを主に対象とします、（3）食事や入浴等は地域の既存施設をなるべく利用するというような、小規模な経営を考えてください。
- 4 これらの推進方向を踏まえ、地域の様々な資源や規制緩和等を活用しながら進めてください。
- 5 農家民宿の先進地である大分県安心院（あじむ）町で、実際に農家民宿を営んでいる方の話として、開業に当たって次のようなアドバイスがありますので紹介します。
 - グリーン・ツーリズムは、まず自分が楽しむことが前提となります。サービスの水準は「親戚をもてなす」程度です。今の自分ができることをそのまま提供すれば足ります。
 - 接客は難しく考えないで、普段どおりの生活で迎えばよいのです。
 - お客さんを迎え入れ、一時でも生活を共にすることは、生活を豊かにするものと理解し、交流を楽しむ余裕を持つことが大切です。
 - 小さな農家でも楽しく生きていけるものとして農家民宿を始めました。見知らぬ人を家の中に入れるのは勇気がいりましたが、始めてしまうと色々な土地の色々な人達と知り合えて生活にハリが出て楽しく過ごせています。

農家民宿の開業に向けて

平成27年5月

福井県農林水産部 地域農業課
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
TEL : 0776-20-0446 FAX : 0776-20-0651